

特記仕様書

第1章 総則

- 第1条 この特記仕様書は下記業務委託に適用する。
業務委託名：道維委託第2号 浦和・新生町線外測量設計業務委託
委託場所名：いちき串木野市 浦和町外 地内
- 第2条 本設計業務は、提示された設計資料、設計条件に基づき最高の技術を駆使して総合的な判断のもとに最適な計画及び工法を選定することを目的とする。
- 第3条 受注者は、本設計業務に関して知り得た知識は、監督職員の承認なくして第三者に漏らしてはならない。
- 第4条 受注時に提示された設計資料は、業務完了後、提出書類とともにこれを速やかに返還すること。

第2章 測量・設計基準

- 第1条 本委託は、契約書及び図面によるほか、下記の示方書・指針・仕様書等の規定によらなければならない。
- 1) 鹿児島県土木部設計・調査・測量業務必携
 - 2) 土木工事設計要領(九州地方整備局)
 - 3) その他の指針・便覧・要綱
- なお、上記によりがたい場合または記載なき場合は、国土交通省および日本道路学会等の設計要領に準拠することができる。
- 第2条 測量については下記によること。
- 1) 平面図は道路台帳図面を使用して作成し、縦横断測量の打合せを行い、法線は現況に合わせて各測量を行うこと。
 - 2) 法線測量は20mごとに測点の設置を原則とし、地盤の急な変化及び必要と認められる箇所には中間点を設置すること。
 - 3) 縦断測量は、2)で設置した測点及び必要な既設構造物等細部にわたり実測すること。また、測量区域内に必ず1カ所以上のK.B.Mを設置すること。
- 第3条
- 1) 受託者は、測量を実施するため、国・公有または私有の土地に立ち入る場合は、あらかじめ監督職員に報告するとともに、受託者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち円滑な測量の進捗をきさなければならない。
また、関係法令に規定する身分証明書を常に携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
 - 2) 受託者は、測量を実施するため、宅地または垣根・柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。
ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難な場合は、占有者に迷惑を及ぼさないように十分注意して立ち回るものとし、この場合においても遅滞なくその旨を所有者に通知しなければならない。
 - 3) 受託者は、測量等を実施のため、植物・垣根・柵等の伐採もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得て行うものとする。

第 3 章 業務内容

- 第 1 条 成果品として下記の書類を1部提出すること。
- 1)位置図
 - 2)数量計算書
 - 3)設計図面一式（縮小版 1部）
 - 4)打ち合わせ記録簿
 - 5)測量観測手簿または野帳
 - 6)測量計算簿または成果表
 - 7)図面データをSFCファイルでCD等にて納品する。
 - 8)数量計算書はエクセルデータでも納品すること。
- 第 2 条 成果品のサイズは、下記のとおりとすること。
- | | |
|-----|-----|
| 報告書 | A4版 |
|-----|-----|

第 4 章 その他

- 第 1 条 受注者は、契約書に基づき定められた工程表のほか、作業計画表及び実施工程表を調査職員に提出しなければならない。
- 第 2 条 閲覧図書ならびに本特記仕様書に記載されていない事項や本業務に関して疑義を生じた場合は、調査職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- 第 3 条 地下埋設物
測量時に地下埋設物の調査を行い、埋設物がある場合は平面図・横断図に図示する。このとき、図面には何の埋設物かを図示すること。
- 第 4 条 業務打合せ
請負者が契約書及び設計図書に基づく協議、通知提出、報告等に関しては、業務打合せ書(別紙・様式-3)にその旨を記入し監督員に提出すること。